行財政改革大綱実施計画

重点項目番号	3	番号	②

1．実施事項名	意思決定過程の情報共有　情報提供のしくみづくり	2．担当課（執行する課）	企画振興部広聴広報課
3．現状・問題点・必要性（なぜやるのか）	伊賀市自治基本条例には、第6条「情報共有の原則」及び第7条「市民の情報への権利」に基づき、意思決定過程の情報共有、情報共有のための制度、情報の収集及び管理等が規定され、その具体的な措置については、伊賀市情報公開条例に委ねられている。 これを受けて情報公開条例には第34条において「情報提供に関する施策の推進」が規定されているが、どのような情報をどのような方法により発信していくかなどは、各課により異なっているため、情報提供に係る指針の策定が必要となっている。	4．責任者名（執行責任者）	広聴広報課長　植田　美由喜
		5．担当課電話番号	22－9636
		6．対象等（なにを・だれを）	市政に関する情報
7．実施する内容・目標数値（なにを、いつまでに、どのようにやるのか）（集中改革プラン関連項目については、平成22年4月1日の目標数値を合わせて記載する。）	「仮称　情報提供に係る指針」を策定し、情報提供の範囲や機会の拡大を図る。	8．成果（どうなるのか）	効果的な情報提供の実施
		9．財政効果額（千円）（いくら削減されるのか）	

10．目標を達成するための活動指標（全体目標を達成するために個別に実施する項目　なにをどけだけやるのか）

	目標値	定義・算定式	11．行程表（いつまでにやるのか） 平成17年度（10月）／平成18年度（4月、10月）／平成19年度（4月、10月）／平成20年度（4月、10月）
庁内委員会及び市民と研究		自治基本条例の解釈と運用の統一検討と同時に実施市民と研究	
情報提供に係る指針の策定			
指針の周知			
運用のチェック			